

## 監査委員の選任方法と構成について

### ◎ 専門小委員会における方向性（第3回総会資料より抜粋）

#### 1 監査委員の選任方法

- 監査委員の独立性を強化する観点から監査委員の選任について、どのような方法が考えられるか。

（現行制度）

（方向性）

監査委員は議会の同意を得て  
長が選任。

- 
- ・ 議会の選挙により選出。
  - ・ 議会選出による場合、候補者の選考方法は、公募を行うことができるなど選択の余地を設ける。

#### 2 委員の構成

- 議選委員、OB制限についてどう考えるか。

（現行制度）

（方向性）

- ・ 当該地方公共団体職員  
OBは1人以内。

- 
- ・ 議会選挙による場合にも、OB制限を維持。
  - ・ 弁護士・公認会計士・税理士といった資格を有する者の積極的登用を促進。

- ・ 議員のうちから選任される者は2人以内。
- 議員は監査委員に選任できないこととする。

### ◎ 第3回総会における主な意見

- 議会から互選で監査委員を選ぶことは当たり前のことである。
- 監査委員が議会から選ばれるのは当然だと思し、議員であってはならないという必要はないかもしれない。
- 監査委員の選任方法について、議会の選挙により選出するとの見直しの方向性が示されているが、候補者の選定方法や公募の採用を含め、その資格をどうするかなど、明らかになっていない点も多く、引き続き慎重な検討を進めていただきたい。
- 監査委員はあくまで適任者を選任するという観点からすれば、議員を最初から除外するのではなく、議員を含めて監査委員の適正を判断したうえで選任すべき。

- 監査委員の選任を議会の選挙とすることについては、適正な人材の確保及び政治的な公正さの担保等の観点から、さらに慎重に検討されたい。
- 事務局体制の強化が図れずに、議選委員を廃止することは、かえって監査の実効性を低下させてしまうおそれがある。
- 現行の制度に特別な問題があるとは思わない。
- 議選委員の廃止について、その町村において、この人物が適当であると監査委員を選べば良いのであり、こういった規制をすべきではない。